⑶　本件協定債権者による免除
本件協定債権者及び係争債権者は、第１項⑴または⑵の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑷　その他の協定債権者
愛子氏及び敏昭氏は、本協定の認可決定が確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権全額につき、その債務を免除する。
⑸　係争債権の存在の全部または一部が否定された場合の追加弁済
清算株式会社は、第１項⑵の係争債権の存在の全部または一部が認められなかった場合、当該債権が認められないことが確定してから１カ月以内に、当該係争債権者を除いた本件協定債権者に対し、当該係争債権者に対する総弁済予定額から第１項⑵により係争債権の存在が確定した範囲で当該係争債権者に支払われる額を差し引いた額を各協定債権額の割合に応じて追加弁済する。この場合、本件協定債権者による第１項⑶の免除の効力は、当該追加弁済の限度で失われるものとする。
⑹　新たな財産が発見された場合及び留保財産のうち使用しないことが確定したものがある場合の追加弁済
清算株式会社は、第１項⑴、⑵、または⑸の弁済後に新たな財産が発見された場合及び留保財産のうち使用しないことが確定したものがある場合、速やかに当該財産を換価し、当該弁済を受けた本件協定債権者及び係争債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額及び係争債権額の割合に応じて追加弁済する。この場合、本件協定債権者及び係争債権者による第１項⑶の免除の効力は、当該追加弁済の限度で失われるものとする。
２　弁済の方法
⑴　預貯金口座への振込み
清算株式会社は、本件協定債権者が指定する金融機関の預貯金口座に振込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は本件協定債権者の負担とし、本件協定債権者が、弁済期日の１週間前までに金融機関の預貯金口座を指定しなかった場合は、清算株式会社の本店で当該債権者に弁済する。
⑵　弁済額計算の際の端数処理
各協定債権への弁済額の計算の際に生じる１円未満の端数は切り捨てる。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２６年（再）第４１号
新潟県魚沼市堀之内字品袋50番地
再生債務者　株式会社シンガポールファッション
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年11月４日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２６年（再）第３号
札幌市豊平区福住２条10丁目５番７号
再生債務者　水橋　　初
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区北５条西11丁目17番２号　札幌総合法律事務所　弁護士　仲世古善樹
平成26年11月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再）第３号
埼玉県入間市大字小谷田342番地９
再生債務者　木村　邦彦
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　埼玉県川越市菅原町３－６　新井賢治法律事務所　弁護士　新井　賢治
平成26年11月５日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再）第４号
埼玉県入間市宮寺2763番地７
再生債務者　桑原　達成
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　埼玉県川越市菅原町３－６　新井賢治法律事務所　弁護士　新井　賢治
平成26年11月５日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再）第４９号
東京都町田市小川1728番地１
再生債務者　株式会社ブーフーウー
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門４丁目３番13号ヒューリック神谷町ビル４階　ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）　弁護士　相澤　光江
平成26年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２６年（再）第４８号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目８番地１
再生債務者　株式会社ハローマート
１　決定年月日時　平成26年11月４日午前11時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月３日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年１月16日から平成27年１月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第４９号
東京都町田市小川1728番地１
再生債務者　株式会社ブーフーウー
１　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年１月15日から平成27年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第２１号
東京都墨田区本所３丁目21番10号
再生債務者　和田工業株式会社
特別調査期間　平成26年12月18日から平成26年12月19日まで
平成26年11月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第４号
福岡市博多区金の隈３丁目10番12号
再生債務者　九州ダートコーヒー株式会社
特別調査期間　平成26年11月26日から平成26年12月３日まで
平成26年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号
宮城県多賀城市新田字下216番地
再生債務者　学校法人高橋学園
１　決議に付する計画案　平成26年10月１日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成26年12月２日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成26年11月26日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成26年11月26日
平成26年11月６日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再）第２１号
東京都墨田区本所３丁目21番10号
再生債務者　和田工業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成26年11月５日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成27年１月14日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成27年１月６日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成26年12月26日
平成26年11月６日
東京地方裁判所民事第20部